

# 令和6年度第2回佐賀市市民活動応援制度審査委員会 次第

日時：令和6年9月20日（金） 10：30～12：00  
場所：市民活動プラザ7-B・C会議室（佐賀商工ビル7階）

## 1 開 会

## 2 議 事

(1) 「チカラット」の制度見直しの検討について

①審査方法の変更

②募集要項の変更

(2) その他

## 3 事務連絡

・委員の任期及び今後の審査委員会について

## 4 閉 会

## 変更案①：審査方法の変更（令和7年度）

### 1 評価基準の点数化

現行	変更案	理由	他市の状況※制度調査結果(R4)参照
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎○△×の4段階評価</li> <li>事業要件、事業内容を評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5点～1点の点数化</li> <li>事業要件は事務局審査</li> <li>事業内容を判断基準ごとに評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点数化による審査基準の明確化、見える化</li> <li>委員（個人）の評価から委員会全体の評価へ</li> <li>公正で客観的な評価と責任及び負担の軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点数を基に順位付け：81.1%</li> <li>○×等の要件該当判定：18.9%</li> </ul>

### 2 申請事業の採択・順位付け

<ul style="list-style-type: none"> <li>アドバイスの機能</li> <li>不採択が生じにくい</li> <li>予算超過は補助率調整</li> <li>条件付き採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点数による採択順位付け</li> <li>最低基準得点を設定し未達は不採択</li> <li>予算内での件数採択</li> <li>条件付き採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金としての公益性</li> <li>連続申請に対する審査の厳格化、透明性の確保</li> <li>団体の自立や事業の発展、展開を促進</li> </ul>	同上
---	--	--	----

### 3 審査会の公開

<ul style="list-style-type: none"> <li>公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則非公開（審査結果をHPで公開）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択順位付けと不採択等の厳正な審査の保持</li> <li>委員会の公正かつ円滑な議事運営を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査会の非公開：68.9%</li> <li>審査結果の公表：78.3%</li> </ul>
--	---	--	--

## 変更案②：募集要項の変更（令和7年度）

### 1 補助対象経費の見直し

変更する経費の種別	理由	他市の状況等 ※制度調査結果(R4)参照
<ul style="list-style-type: none"> <li>報償費</li> <li>旅費</li> <li>消耗品費</li> <li>人件費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費上昇や物価上昇等、社会情勢を反映</li> <li>事業内容の充実</li> <li>補助対象経費に対する人件費の割合を抑制</li> <li>団体の運営経費と補助対象事業費の区分の明確化</li> </ul>	補助対象経費として適用 <ul style="list-style-type: none"> <li>報償費[内部]：23.9%</li> <li>人件費：51.6%</li> <li>旅費：84.6%</li> </ul> ※佐賀県の最低賃金（R6.10～）@956円/h

■審査方法の変遷一覧及び令和7年度の変更案

		平成23年度～28年度まで	平成29年度～令和6年度まで	令和7年度の変更（案）	備考
審査会の主な役割	事業内容	アドバイスの機能	アドバイスの機能 「条件付採択（事業内容の見直し等）」「不採択」の場合あり（H28までも機能としてはあった。）	審査評価を点数制にし、「ちかっと部門」「カラット部門」を一律に採択順位付けをする ※1. コメント・採択条件あり ※2. 評価点数が同点の場合、申請回数が少ない団体を上位にする	
	補助金可否決定及び額	投票数で決定	・補助対象経費の見直しについて「条件付採択」となる場合あり ・申請額 = 交付決定額 ※予算額を超えた場合は一律に補助率を調整	採択順位により予算内に入る件数を採択	
審査の方法	審査の流れ	事務局審査 ⇒ 審査会審査	事務局審査 ⇒ 審査員事前審査 ⇒ 審査会審査（一部プレゼンテーション審査） ⇒ （一部団体へのヒアリング審査）	プレゼンテーションは廃止、ヒアリングは特に必要と認める場合のみ 事務局審査 ⇒ 審査員事前審査 ⇒ 審査会審査	評価点数、審査内容を秘匿するため、団体等の接触を極力避ける
	事前審査	【4段階評価】 ・◎(100%～75%)：優良事例 ・○(75%～50%)：採択（原則） ・△(50%～25%)要コメント：条件付採択、または不採択 ・×(25%～0%) 要コメント：不採択（原則）	変更なし	評価の点数化（+事業に対するの質問・コメント） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">【5段階評価】 5点（とても優れている） 4点（優れている） 3点（普通） 2点（やや劣る） 1点（劣る）</div>	
	審査会	・事前審査で△、×がついた項目を中心に審査する。（年7回～8回開催）	変更なし	・事前審査の内容等を基に審査を行い、評価点数、採択順位付け、コメント・採択条件を付する ・採択の最低基準得点（6割以上）を設定し、最低基準得点に達しない場合は不採択とする ・評価点数が同点の場合は申請回数が少ない団体を上位にする	
	審査会の公開	団体にのみ通知	団体にのみ通知⇒佐賀市HPで案内（R4～）	原則非公開	
	審査項目	・補助対象団体の要件【事務局審査のみ】 ・補助対象事業の要件 ・公益性、事業内容、経費	変更なし	変更なし 事務局審査のみに変更 審査項目の点数配分等については別紙審査表（案）のとおり	

令和7年度 佐賀市市民活動応援制度「チカラット」審査表

申請回数	採択順位
------	------

団体番号	部門	団体名	事業名	審査日	1回目
					2回目

年度	部門	事業名	交付確定額	備考
令和6年度				
令和5年度				
令和4年度				
令和3年度				
令和2年度				

評点	評価	評価の目安
5	とても優れている・十分あてはまる	80% ~ 100% 程度
4	優れている・ある程度あてはまる	60% ~ 80% 程度
3	普通・ややあてはまる	40% ~ 60% 程度
2	やや劣る・あまりあてはまらない	20% ~ 40% 程度
1	劣る・あてはまらない	0% ~ 20% 程度

※令和6年度は「交付決定額」

[1] 対象者要件 ※申請受付時事務局確認(ひとつでも非該当があれば不受理)

項目	事務局	項目	事務局
1 市内に活動の拠点を置き、主に市内において活動をしている	該当	5 宗教的又は政治的活動を主な目的としていない	該当
2 名簿及び規約又は会則等を有し、団体の運営を明確に定めている	該当	6 補助金交付申請時において、おおむね1年以上継続的な活動の実績がある	該当
3 5名以上の構成員を有する	該当	7 団体又は構成員が暴力団に関与していない	該当
4 法令等に違反し、又は公序良俗に反する活動をしていない	該当	8 市民活動団体としてふさわしくない活動を行っていない	該当

[2] 事業要件 ※申請受付時事務局確認(ひとつでも非該当があれば不受理)

項目	事務局	項目	事務局
1 NPO法別表に掲げる活動、その他の社会貢献に係る分野の事業である	該当	6 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者の教化育成を目的とする事業ではない	該当
2 広く市民に開かれ、市民活動団体が自主的かつ自発的に行う事業である	該当	7 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業ではない	該当
3 社会的課題等の解決のために取り組む事業である	該当	8 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持、又はこれらに反対することを目的とする事業でない	該当
4 市民を主たる対象に、原則として本市の区域内において実施される事業である	該当	9 一の校区又は地区の域内を対象とし、かつ、主に当該地域の住民のみが受益者となる事業ではない	該当
5 当該事業を実施する市民活動団体の構成員のみを対象とする事業ではない	該当	10 法令等に抵触しない事業である	該当
11 補助金の交付を受けようとする年度中に、当該事業に対し、本市が交付する他の補助金等を受領し、又は当該事業に係る委託契約の締結等を行わない	該当		
12 本市が進める事業の方針に明らかに反したものである又は著しく外れたものではない	関係課		

※11、12は他部署へ照会する

[3] 事業内容

項目	着眼点	審査項目	合計					平均	審査員からのコメント	コメントに対する申請者の回答
			審査員①	審査員②	審査員③	審査員④	審査員⑤	評価係数		
公益性	事業に公益性はあるか	事業の目的や目指す成果が明確で、社会的課題に対応しているか						×2		
		佐賀市民のニーズや利益に寄与しているか						×1		
		趣味の活動や懇親的な事業ではないか						×1		
		会員のスキルアップや研修を目的としたものではないか						×1		
事業内容	事業内容は適切か	営利を目的としない公益的な事業であるか						×1		
		自ら企画して実施する事業であるか						×1		
		実現可能なスケジュール・体制が組まれているか						×1		
		広く市民の参加や市民活動の啓発につながる工夫がされているか						×2		
		事業を実施する目的と整合した成果目標が設定されているか						×1		
		事業を実施することで費用対効果的にも成果が見込めるか						×1		
経費	経費は適切か	今後の事業継続・発展・展開が見込めるか						×2		
		事業内容に見合った予算計画が立てられているか						×1		
		提供される資金が公費であることを意識した内容となっているか						×1		
		事業対象経費は、申請事業の遂行に直接必要な経費であるか						×1		
総合判断		参加費を徴収しないようにするなど、参加者の負担軽減を主たる目的としたものではないか						×1		
		この制度の趣旨に即した取り組みか						×2		

[4] 事業全体

審査員	コメント・質問事項	申請者からの回答
①		
②		
③		
④		
⑤		
市		

令和7年度佐賀市市民活動応援制度 募集要項 変更案(交付決定額、補助対象経費、申請方法)

項目	内容	現行	変更(案)	備考
1 交付決定額	予算額を超える場合	予算内になるよう一律に補助率を調整	「ちかっと部門」「カラット部門」を一律に審査会にて評価点数による採択順位を決定し、予算内に入る件数を採択	評価点数が同点の場合、申請回数が少ない団体を上位にする
2 補助対象経費	報償費[外部]、講師・指導者等	補助対象経費上限額:10万円・1人/回 ※事前準備、打ち合わせを含む	変更なし	
3 補助対象経費	報償費[外部]、ボランティア	事業実施において外部の者を従事させる際に支払う謝礼 補助対象経費上限額 3千円・1人/回	補助対象経費上限額 5千円・1人/回	事前準備、打ち合わせを含む
4 補助対象経費	報償費[内部]	事業実施に必要不可欠な能力(資格)を有すること 補助対象経費上限額 5千円・1人/回	補助対象経費上限額 1万円・1人/回	原則、報償費[内部]は人件費に計上
5 補助対象経費	報償費[内部]制限	「カラット部門」は、人件費と合わせて補助対象経費の1/2以内	「ちかっと部門」「カラット部門」とも、人件費と合わせて補助対象経費の1/2以内	
6 補助対象経費	旅費[交通費、宿泊費等、有料道路等]	合理的かつ極力安価な行程による費用 ・事前準備、打ち合わせ時也可 ・団体の構成員への支払い可	外部講師・指導者等のみ補助対象経費とする	事前準備、打ち合わせを含む
7 補助対象経費	旅費[燃料代]	・走行距離に応じた額(15円/km) ・事前準備、打ち合わせ時也可 ・団体構成員(内部スタッフ)への支払い可	・団体構成員(内部スタッフ)への支払いは補助対象事業実施当日分のみ可(事前準備、打ち合わせ時は不可) ・外部講師・指導者等のみ事前準備、打ち合わせ時也可	
8 補助対象経費	消耗品費	概ね1万円/個 未満	概ね5万円/個 未満	佐賀市財務規則を準用
9 補助対象経費	印刷製本費	チラシ、パンフ、ポスター等印刷	変更なし	
10 補助対象経費	食糧費	外部講師に支給する弁当・お茶に係る経費のみ	変更なし	熱中症予防のための飲料・タブレット等は消耗品費に計上

令和7年度佐賀市市民活動応援制度 募集要項 変更案(交付決定額、補助対象経費、申請方法)

項目	内容	現行	変更(案)	備考
11 補助対象経費	人件費	補助対象事業の実施及び準備等の活動に従事する際に団体構成員(内部スタッフ)に支払う人件費 補助対象経費上限額:900円・1人/時間	・補助対象事業実施当日分のみ可(事前準備、打ち合わせ時は不可) ・補助対象経費上限額:1,000円・1人/時間	
12 補助対象経費	人件費 制限	「カラット部門」は、報償費[内部]と合わせて補助対象経費の1/2以内	報償費[内部]と合わせて補助対象経費の1/2以内	
13 補助対象経費	人件費 外部雇用	合理的かつ相当な理由があり、市が特に認める場合	廃止	
14 補助対象経費	原材料費	加工用の材料 等	変更なし	
15 補助対象経費	その他	市長が適当と認めるもの	変更なし	
16 補助対象経費	対象にならない経費	経常的経費、備品購入 など	変更なし	
17 申請の方法	申請期間	12月下旬～1月末	変更なし	
18 申請の方法	申請書類	補助金交付申請書 他	変更なし	
19 申請の方法	申請書記載内容	事業目的、対象者、事業内容、目標等	変更なし	
20 申請の方法	提出方法	原則持参	変更なし	郵送の場合、要相談
21 申請の方法	変更申請	交付決定額、補助対象経費、事業量が概ね2割以上の変更	・交付決定額、補助対象経費が概ね1割以上の変更 ・事業量の変更は要相談 ・事業内容の変更は要相談(内容によっては審査委員会審査)	・佐賀市財務規則を準用 ・従来通り補助金交付決定額の増額は認めない